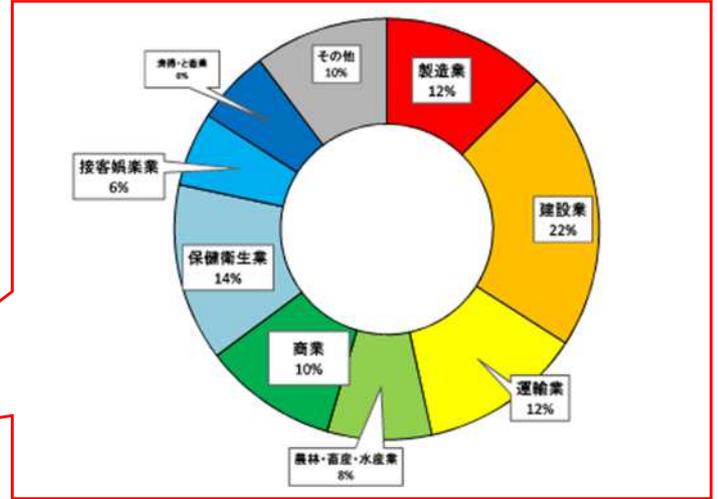


敦賀署通信（令和7年10月号）

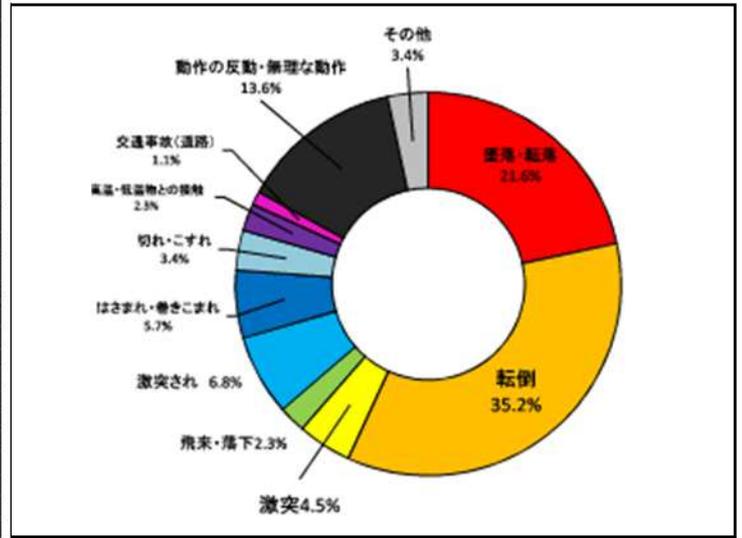
敦賀労働基準監督署管内の業種別労働災害発生状況 令和7年速報（対前年同期比較）

区分 業種	休業4日以上の死傷災害				死亡災害		
	7年	6年	対前年増減	増減率(%)	7年	6年	対前年増減
全産業	88	101	-13	-12.9	1	-1	
製造業	11	17	-6	-35.3	1	-1	
食料品製造業	4	5	-1	-20.0	1	-1	
繊維工業・繊維製品製造業	1	1	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業	1	2	-1	-50.0			
パルプ・紙・印刷・製本業	1	1	±0	—			
化学工業	1	2	-1	-50.0			
窯業土石製品製造業	0	0	±0	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	0	0	±0	—			
電気機械器具製造業	0	3	-3	-100.0			
輸送用機械等製造業	0	0	±0	—			
電気・ガス・水道業	1	0	1	—			
その他の製造業	2	3	-1	-33.3			
鉱業	0	1	-1	-100.0			
建設業	19	20	-1	-5.0			
土木工事業	6	6	±0	—			
建築工事業	6	8	-3	-37.5			
水道家庭用電気工事等建築工事業	1	3	-2	-66.7			
その他の建設業	8	6	2	33.3			
運輸業	11	13	-2	-15.4			
鉄道等・道路旅客運送業	1	1	±0	—			
道路貨物運送・水上貨物取扱業	10	12	-2	-16.7			
その他の運輸交通・港湾運送業	0	0	±0	—			
農林・畜産・水産業	7	5	2	40.0			
林業	3	1	2	200.0			
商業	9	12	-3	-25.0			
小売業	5	9	-4	-44.4			
金融・広告業	0	2	-2	-100.0			
保健衛生業	12	19	-7	-36.8			
社会福祉施設	11	15	-4	-26.7			
接客娯楽業	5	1	4	400.0			
旅館業	2	1	1	100.0			
飲食店	2	0	2	—			
ゴルフ場の事業	1	0	1	—			
清掃・と畜業	5	3	2	66.7			
ビルメンテナンス業	3	2	1	50.0			
その他	9	8	1	12.5			
警備業	5	2	3	150.0			

※ 休業4日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害は死亡災害報告による。



令和7年 事故の型別 労働災害発生状況



敦賀労働基準監督署からのお知らせ
労働安全衛生法に基づく報告・届出は
電子申請を活用しませんか？

現在、労働安全衛生法に基づくほぼ全ての報告・届出は、**電子申請**により手続きをとることが可能です。
電子申請による手続きは、開庁時間外での申請が可能である、郵送費がかからない等様々なメリットがありますので、**電子申請デビュー**してみませんか？
敦賀労働基準監督署では、容易に電子申請手続きを行えるようマニュアルを作成していますので、ご活用ください。
なお、電子申請にて手続きを行った場合は、必ず申請が受理されていることを確認するようお願いします。
(申請しっぱなしになっているケースが多いです)
確認方法については、次ページで紹介しています。

電離放射線障害防止規則報告書作成用
電子申請マニュアル

特定化学物質障害予防規則報告書作成用
電子申請マニュアル



二次元コードからそれぞれ
のマニュアルを確認いただけます。



厚生労働省労働安全衛生局
広報センター「はぐろ」

11月は、**過労死等防止啓発月間**です。

今月のトピック

電離放射線障害防止規則等が順次改正されます！

厚生労働省は労働安全衛生規則、電離放射線障害防止規則等を改正し、令和7年10月29日（一部規定は令和8年4月1日又は令和9年10月1日）から順次施行されます。
エックス線やガンマ線装置を使用している事業場様はご確認ください。

電離放射線障害防止規則等の改正について
安全対策の強化と特別教育の拡充

改正リーフレット(右図)
二次元コード

電離放射線障害防止対策について
二次元コード



改正リーフレット(右図)
二次元コード



電子申請は受理されていることを確認しましょう ~ 申請しっぱなしに注意 ~

はじめに・・・

電子申請手続きで申請しっぱなしになっているケースが散見されます。申請内容に不備がある場合、労働基準監督署から「補正指示」のメッセージが発信されることがあり、この状態は申請が受理されていることにはなりません。ですので、申請者としては提出・届出したと思っていても、実際は受理されていないということもあり得るのです。

電子申請手続きは、きちんと申請が受理されていることを確認するまでが1セットです！
ここでは、電子申請後の確認方法を紹介します。

マイページを確認しよう

申請の状態は「マイページ」から確認することができます。

「マイページ」までの流れ



e-Govアカウントを取得した場合は、ここに「メールアドレス」と「パスワード」を入力し、ログインボタンを押してください。

【マイページの表示画面】



e-Govアカウント以外のアカウントをお持ちの場合は、ここから選択してください。

(1) 上段タブ（グローバルナビゲーション）各メニューは以下のとおりです。

- マイページ : トップページに戻ります
- 手続検索 : 手続を検索できます
- 手続ブックマーク : ブックマークした手続一覧から申請ができます
- 申請案件一覧 : 申請済の案件一覧から状況を確認できます
- メッセージ : 申請案件に関する府省からの通知、お知らせや公文書を確認できます
- 基本情報管理 : 申請に使用する基本情報の登録や管理ができます

(2) ダッシュボード

未読のメッセージの件数が表示されます。未読メッセージ件数が表示されている枠内をクリックすると、それぞれの一覧画面に遷移します。遷移先の一覧画面では未読を含め、既読メッセージも確認することができます。メッセージは必要に応じて検索し、絞り込むことが可能です。

(3) ブックマーク
ブックマークした手続が表示されます。

(4) 直近の案件
直近の申請済の案件が表示されます。

(5) 一時保存している申請案件
作成中未提出の申請が一覧表示されます。

補正依頼や手続き終了等のお知らせが入りますので、放置することなく、適宜確認するようにしてください！



受理されているか確認しよう

①マイページのダッシュボードに新たな通知が届いていないか確認する。通知があればクリックする。

ステータス	別添番号	法人名	申請書名	手続名称	登録日時
			労働 太郎	電離放射線健康診断結果報告書/電-	2025年7月3日

直近の案件から選択することも可能です。



②「メッセージ」や「公文書」欄を確認する。公文書が発出されているものは、速やかにダウンロードする。

メッセージには以下のパターンがある。

- 1 文書受理（電子申請義務化されていない申請手続き）
- 2 補正指示（申請内容に不備があり、受理できないもの）
⇒指示された内容を修正し改めて申請する必要あり

電子公文書が発出される場合は、当該公文書をダウンロードすることができる。ただし、**電子公文書は、文書通知後3か月を経過するとe-Govからダウンロードできなくなるため、要注意。**3か月以内に必ずダウンロードするようにしてください！

- 電子申請が義務づけられている申請手続き（労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告書等）
以下のような電子受付印が押印された**電子公文書**が発出されます。
電子公文書の確認をしないと、審査状態が「審査完了」から「手続終了」に変わりません。



- 電子申請が義務づけられていない申請手続き（電離放射線健康診断結果報告書、特定化学物質健康診断結果報告書等）
電子受付印の押印はありません。処理状況の**メッセージ**として、「**令和●年●月●日に提出された●●（報告書名）を受理しました。（●●労働基準監督署）**」が発出されますので、本メッセージが受付印扱いになります。

【メッセージ例】

[令和●年●月●日]
令和●年●月●日に提出された電離放射線健康診断結果報告書を受理しました。（敦賀労働基準監督署）